

戸籍謄本や住民票の写しなどの各種証明書の請求や届出時の本人確認について

問 町民課 窓口サービス係
☎(83)1225

戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に請求されたり、戸籍や住所に真実でないことが記載されたりすることがないよう、本人確認を行っています。

窓口でご提示いただく本人確認書類については次のとおりです。ご協力ください。

戸籍謄(抄)本が本籍地以外の最寄りの市区町村で取得できます。

【A】本人確認が1点できる書類	【B】本人確認が複数必要な書類（【イ】から2点、または、【イ】と【ロ】から1点ずつの2点で
<p>官公署が発行した顔写真付き本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバー（個人番号）カード・運転免許証・旅券（パスポート）・在留カード、特別永住者証明書・住民基本台帳カード（顔写真付き）・国もしくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書など（船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）、療育手帳など）・国もしくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真付きのもの	<p>【イ】</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証・健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・年金証書・共済年金もしくは恩給の証書・住民基本台帳カード（顔写真なし）・生活保護受給者証など <p>【ロ】</p> <ul style="list-style-type: none">・学生証（顔写真付き）・法人が発行した身分証明書（顔写真付き）・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書で顔写真付きのもの又はこれらに準ずるものとして適当と認められる書類

- ①口頭で内容を確認することができます。
- ②上の【A】【B】の本人確認書類でも有効期限の切れたものは取り扱いできません。
- ③提示された証明書を記録・複写する場合があります。
- ④個人番号通知カードは本人確認書類として取り扱いできません。
- ⑤戸籍に関する証明書の請求の場合、請求できる方は戸籍に記載されている本人・その配偶者（夫・妻）・直系尊属（父母・祖父母など）・直系卑属（子・孫など）です。（松田町にある戸籍でその続柄が確認できない場合は、続柄を確認できる戸籍謄本などを用意ください。）それ以外の方（代理人）が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ⑥住民票など関係証明書請求の場合、請求できる方は本人・本人と同一世帯の方のみです。それ以外の方（代理人）が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ⑦住民票など関係証明書請求の場合で、上の本人確認書類での確認ができないときは、預金通帳、診察券（氏名と生年月日もしくは住所の記載されたもの）などでも取り扱いできる場合があります。